

土木技術者の信条

1. 土木技術者は国運の進展ならびに人類の福祉増進に貢献しなければならない。
2. 土木技術者は技術の進歩向上に努め、あまねくその真価を發揮しなければならない。
3. 土木技術者は常に真摯な態度を持ち徳義と名誉とを重んじなければならない。

土木技術者の実践要綱

1. 土木技術者は自己の専門的知識および経験をもって国家的ならびに公共的諸問題に対して積極的に社会に奉仕しなければならない。
2. 土木技術者は学理、工法の研究に励み、進んでその結果を公表して技術界に貢献しなければならない。
3. 土木技術者は國家の発展、国民の福利に背戻するような事業を企図してはならない。
4. 土木技術者はその関係する事業の性質上、特に公正で清廉をとおとび、かりそめにも社会疑惑を招くような行為をしてはならない。
5. 土木技術者は工事の設計および施工について経費節約あるいはその他の事情にとらわれて、従業者ならびに公衆に危険をおよぼすようなことをしてはならない。
6. 土木技術者は個人的利害のために、その信念を曲げたりあるいは技術者全般の名誉を失墜するような行為をしてはならない。
7. 土木技術者は自己の権威と正当な価値を毀損しないように注意しなければならない。
8. 土木技術者は自己の人格と知識経験とによって、確信ある技術の指導に努めなければならぬ。
9. 土木技術者はその関係する事業に万一違法であるものを認めたときはその匡正に努めなければならない。
10. 土木技術者はその内容が疑わしい事業に關係しましたは自己の名義を使用させることがあつてはならない。
11. 土木技術者は施工に忠実で事業者の期待に背かないようにしなければならない。

備考：本信条および実践要綱をもって土木技術者の相互規約とする。

註：以上は土木技術者相互規約調査委員会で得た成文であつて昭和13年5月土木学会誌第24巻第5号に発表したもの を現代文に改めて再録したものである。

土木学会